

伊 勢 市 公 報

第 20 号
平成 18 年 9 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について	2
○ 伊勢市児童館の指定管理者の指定について	3
○ 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について	5
○ 伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定について	6
○ 伊勢市中心身障害者授産施設の指定管理者の指定について	7
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	9
○ 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	10
○ 伊勢市中村会館の指定管理者の指定について	12
○ 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について	13
○ 伊勢市平家の里利用施設の指定管理者の指定について	14
○ 伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者の指定について	15
○ 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者の指定について	16
○ 賓日館の指定管理者の指定について	17
○ サンライフ伊勢の指定管理者の指定について	18
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	19
○ 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について	20
○ 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について	23
○ 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者の指定について	27
○ 伊勢河崎商人館の指定管理者の指定について	28
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	29
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域の決定について	30
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	32
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	33
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	34
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	35
公 告	
○ 公示送達	36
○ 公示送達	37
○ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定について	38

伊勢市告示第 76 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市福祉健康センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市福祉健康センター (ただし、伊勢市中央児童センター、伊勢市中央保健センター、伊勢市ひまわり授産所及び伊勢市休日・夜間応急診療所を除く。)
位置	伊勢市八日市場町 13 番 1 号
団体名	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
団体所在地	伊勢市御園町長屋 2767 番地
代表者	会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 77 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市児童館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|-------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市中央児童センター |
| 位置 | 伊勢市八日市場町 13 番 1 号 |
| 団体名 | 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御園町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |
| (2) 名称 | 伊勢市小俣児童館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町元町 662 番地 1 |
| 団体名 | 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御園町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |
| (3) 名称 | 伊勢市明野児童館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町新村 399 番地 3 |

団体名 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
団体所在地 伊勢市御園町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 78 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市二見こども未来クラブ
位置	伊勢市二見町茶屋 63 番地 4
団体名	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
団体所在地	伊勢市御園町長屋 2767 番地
代表者	会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 79 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市みなとデイサービスセンター |
| 位置 | 伊勢市神社港 262 番地 1 |
| 団体名 | 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御園町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |

- | | |
|--------|------------------|
| (2) 名称 | 伊勢市二見デイサービスセンター |
| 位置 | 伊勢市二見町茶屋 310 番地 |
| 団体名 | 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御園町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 80 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市心身障害者授産施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|-------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市ひまわり授産所 |
| 位置 | 伊勢市八日市場町 13 番 1 号 |
| 団体名 | 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御園町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |
| (2) 名称 | 伊勢市工房そみん |
| 位置 | 伊勢市二見町茶屋 352 番地 |
| 団体名 | 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御園町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |
| (3) 名称 | 伊勢市小俣さくら園 |
| 位置 | 伊勢市小俣町宮前 577 番地 1 |

団体名 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
団体所在地 伊勢市御園町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏

- (3) 名称 伊勢市御園しらぎく園
位置 伊勢市御園町長屋 415 番地 1
団体名 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
団体所在地 伊勢市御園町長屋 2767 番地
代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 81 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター
位置	伊勢市黒瀬町 562 番地 3
団体名	社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会
団体所在地	伊勢市御園町長屋 2767 番地
代表者	会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 82 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|---------------------|
| (1) 名称 | 三津コミュニティセンター |
| 位置 | 伊勢市二見町三津 301 番地 |
| 団体名 | 三津区自治会 区長 小山田 秀男 |
| (2) 名称 | 江コミュニティセンター |
| 位置 | 伊勢市二見町江 683 番地 |
| 団体名 | 江区自治会 区長 中井 安彦 |
| (3) 名称 | 西コミュニティセンター |
| 位置 | 伊勢市二見町西 866 番地 |
| 団体名 | 西区自治会 区長 柏端 長一 |
| (4) 名称 | 光の街コミュニティセンター |
| 位置 | 伊勢市二見町光の街 1019 番地 4 |

団体名 光の街区自治会 区長 永井 意捷

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 83 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市中村会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市中村会館
位置	伊勢市中村町 898 番地
団体名	中村町自治会 会長 八木 基嘉

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 84 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市朝熊ふれあい会館
位置	伊勢市朝熊町 1433 番地
団体名	朝熊町自治会 区長 岩本 光生

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 85 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市平家の里利用施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市平家の里利用施設	
位置	平家の里キャンプ村	伊勢市矢持町菖蒲 216 番地
	農林漁業体験実習館	伊勢市矢持町下村 416 番地 3
	野外緑地広場	伊勢市矢持町下村 340 番地
	休憩所	伊勢市矢持町下村 341 番地
	水車小屋	伊勢市矢持町下村 343 番地
	製炭がま	伊勢市矢持町下村 313 番地
団体名	伊勢市矢持平家の里振興会	
団体所在地	伊勢市矢持町菖蒲 91 番地	
代表者	会長 中瀬 誠一	

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 86 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市二見健康管理増進センター
位置	伊勢市二見町松下 526 番地
団体名	二見町松下区 区長 山本 貞夫

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 87 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設
位置	伊勢市二見町松下 1335 番地
団体名	二見しょうぶロマンの森維持管理組合
団体所在地	伊勢市二見町松下 1335 番地
代表者	組合長 山本 貞夫

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 88 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
賓日館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指
定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第
8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	賓日館
位置	伊勢市二見町茶屋 566 番地 2
団体名	特定非営利活動法人二見浦・賓日館の会
団体所在地	伊勢市二見町茶屋 566 番地 2
代表者	会長 小西 郞

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 89 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、サンライフ伊勢の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	サンライフ伊勢
位置	伊勢市八日市場町 13 番 13 号
団体名	社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉 サービスセンター
団体所在地	伊勢市八日市場町 13 番 13 号
代表者	理事長 廣瀬 壽

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 18 年 8 月 22 日

伊勢市教育委員会
委員長 菊川 厚

記

- 1 日 時 平成 18 年 8 月 28 日 (月) 午後 6 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市役所東庁舎 4 階 2 会議室
- 3 会議に付する事件

議案第 14 号 伊勢市立小俣図書館協議会委員の任命について

伊勢市教育委員会告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
伊勢市立公民館の指定管理者を次のとおり指定したので告示する。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市教育委員会委員長 菊 川 厚

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|--------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市立高麗広公民館 |
| 位置 | 伊勢市宇治今在家町 511 番地 |
| 団体名 | 伊勢市立高麗広公民館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市宇治今在家町 511 番地 |
| 代表者 | 委員長 杉山 依士登 |
| (2) 名称 | 伊勢市立下小俣公民館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町元町 1282 番地 1 |
| 団体名 | 下小俣自治会 会長 松家 孝司 |
| (3) 名称 | 伊勢市立高畑公民館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町宮前 787 番地 3 |
| 団体名 | 高畑自治区 区長 宮崎 定一 |
| (4) 名称 | 伊勢市立新高公民館 |

- 位置 伊勢市御菌町高向 686 番地 8
団体名 新高地区自治会連合会 代表 鈴木 義信
- (5) 名称 伊勢市立高向公民館
位置 伊勢市御菌町高向 2589 番地 1
団体名 高向地区自治会 自治会長 北村 進
- (6) 名称 伊勢市立王中島公民館
位置 伊勢市御菌町王中島 594 番地
団体名 王中島地区自治会 自治会長 中澤 弘武
- (7) 名称 伊勢市立新開公民館
位置 伊勢市御菌町新開 941 番地
団体名 新開地区自治会 自治会長 中西 武男
- (8) 名称 伊勢市立上長屋公民館
位置 伊勢市御菌町長屋 260 番地 1
団体名 上長屋地区自治会 自治会長 中居 幸雄
- (9) 名称 伊勢市立中長屋公民館
位置 伊勢市御菌町長屋 1074 番地 1
団体名 中長屋地区自治会 自治会長 伊藤 淳
- (10) 名称 伊勢市立下長屋公民館
位置 伊勢市御菌町長屋 1599 番地 2
団体名 下長屋地区自治会 自治会長 高橋 俊男

- (11) 名称 伊勢市立上條公民館
位置 伊勢市御菌町上條 88 番地
団体名 上條地区自治会 自治会長 南 好秋
- (12) 名称 伊勢市立小林公民館
位置 伊勢市御菌町小林 343 番地
団体名 小林地区自治会 自治会長 松本 忠義
- (13) 名称 伊勢市立上條公民館分館
位置 伊勢市御菌町上條 1153 番地 1
団体名 上條地区自治会 自治会長 南 好秋

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 12 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
伊勢市学習等供用施設の指定管理者を次のとおり指定したので告示する。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市教育委員会委員長 菊川 厚

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|---------------------|
| (1) 名称 | 村松町民会館 |
| 位置 | 伊勢市村松町 4011 番地の 1 |
| 団体名 | 村松町会 会長 三宅 義照 |
| (2) 名称 | 東豊浜町土路区町民会館 |
| 位置 | 伊勢市東豊浜町 1089 番地 |
| 団体名 | 東豊浜町土路区町会 会長 大陽 勇治郎 |
| (3) 名称 | 西豊浜町上区町民会館 |
| 位置 | 伊勢市西豊浜町 40 番地 |
| 団体名 | 西豊浜町上区自治会 区長 藤原 建治 |
| (4) 名称 | 柏町民会館 |
| 位置 | 伊勢市柏町 528 番地 |
| 団体名 | 柏町会 会長 浅沼 昭勇 |

- (5) 名称 船江会館
位置 伊勢市船江1丁目5番44号
団体名 船江連合会 会長 金森 克之
- (6) 名称 坂東会館
位置 伊勢市中須町406番地の4
団体名 坂東自治会 会長 中西 勝嗣
- (7) 名称 有滝町民会館
位置 伊勢市有滝町2638番地
団体名 有滝町会 会長 村林 卓雄
- (8) 名称 小川町民会館
位置 伊勢市西豊浜町3657番地の3
団体名 小川町町内会 会長 野呂 晶実
- (9) 名称 田尻町民会館
位置 伊勢市田尻町甲239番地
団体名 田尻町会 会長 久世 光雄
- (10) 名称 辻久留台会館
位置 伊勢市辻久留町545番地155
団体名 辻久留台自治会 会長 中西 貴志男

- (11) 名称 昭和苑会館
位置 伊勢市上野町 324 番地 5
団体名 昭和苑自治会 会長 越賀 勇夫
- (12) 名称 檜原町民会館
位置 伊勢市檜原町 113 番地 1
団体名 檜原町会 会長 右京 繁樹
- (13) 名称 東大淀町民会館
位置 伊勢市東大淀町 201 番地 1
団体名 東大淀町会 会長 森 暉
- (14) 名称 植山町民会館
位置 伊勢市植山町 486 番地
団体名 植山町自治会 会長 中西 敏夫
- (15) 名称 溝口会館
位置 伊勢市二見町溝口 516 番地 1
団体名 溝口区 区長 青木 繁生
- (16) 名称 湯田公民館
位置 伊勢市小俣町湯田 554 番地 1
団体名 湯田自治区 区長 林 喜好
- (17) 名称 明野公民館

位置 伊勢市小俣町明野 1445 番地 1、明野 1445 番地 2
団体名 明野第一第二自治区 区長 橋爪 紘一

(18) 名称 宮前公民館
位置 伊勢市小俣町宮前 433 番地、宮前 434 番地 1
団体名 宮前自治区 区長 若林 行雄

(19) 名称 上惣公民館
位置 伊勢市小俣町相合 999 番地 6
団体名 上惣自治区 区長 正住 興彦

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 13 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館の指定管理者を次のとおり指定したので告示する。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市教育委員会委員長 菊川 厚

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館
位置	伊勢市中之町 69 番地
団体名	伊勢古市参宮街道資料館運営委員会
団体所在地	伊勢市中之町 69 番地
代表者	委員長 大川 一彦

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 14 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢河崎商人館の指定管理者を次のとおり指定したので告示する。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市教育委員会委員長 菊川 厚

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢河崎商人館
位置	伊勢市河崎 2 丁目 25 番 32 号
団体名	特定非営利活動法人伊勢河崎まちづくり衆
団体所在地	伊勢市河崎 2 丁目 5 番 9 号
代表者	理事長 高橋 徹

2 指定の期間

平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

伊勢市上下水道事業告示第 55 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 8 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
251	有限会社 幸設備工業	松阪市五主町 1234 番地 39	平成 18 年 8 月 16 日

伊勢市上下水道事業告示第 56 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号)附則第 3 項の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 18 年度賦課対象区域を定めたので告示します。

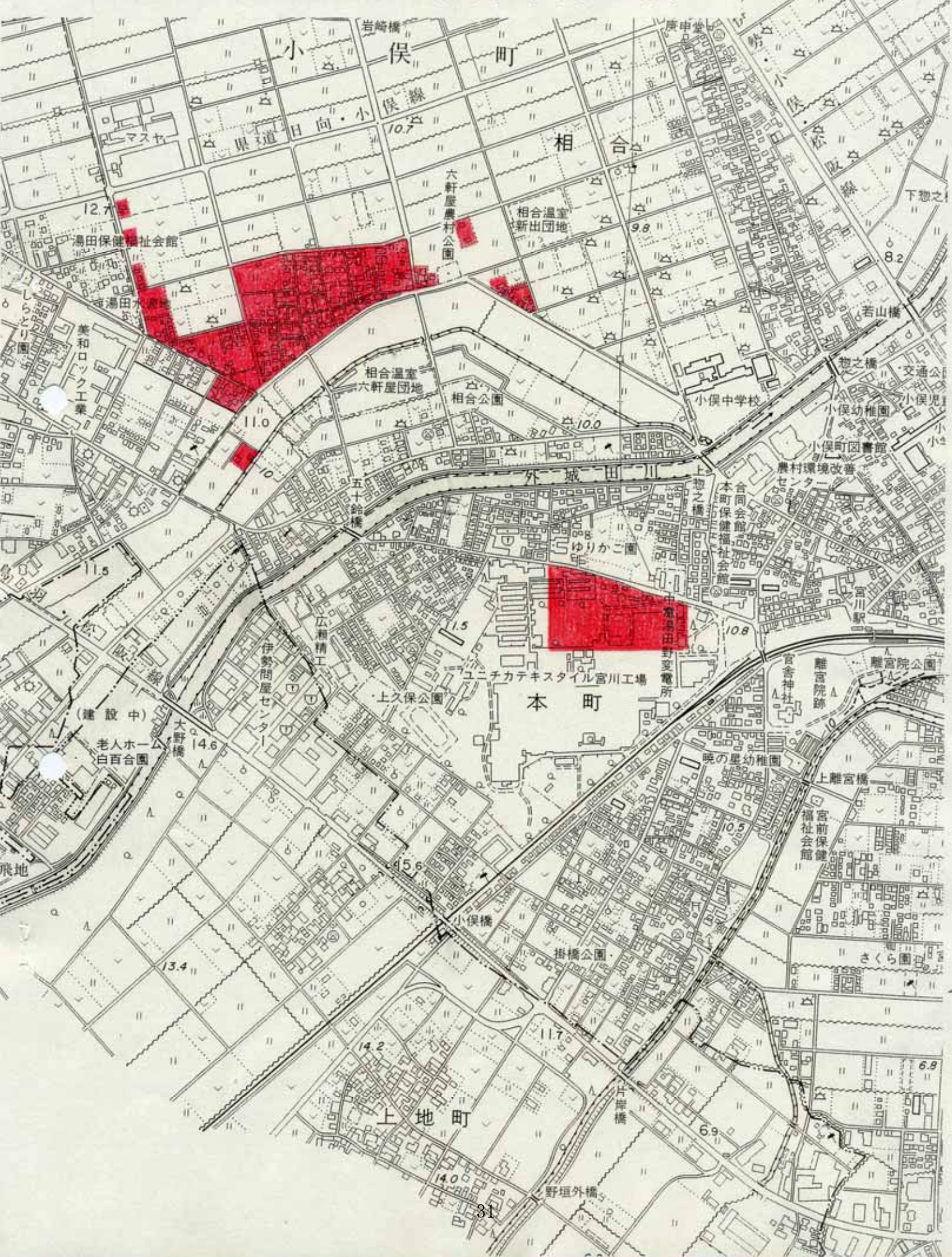
平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

平成 18 年度賦課対象区域

小俣町本町、小俣町相合、小俣町湯田の各一部。

平成18年度 下水道事業受益者負担金賦課対象区域図



伊勢市上下水道事業告示第 57 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
288	N's ホーム	多気郡明和町大字坂本 1200 番地 8	平成 18 年 8 月 23 日

伊勢市上下水道事業告示第 58 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
252	K S アクアテック	度会郡南伊勢町河内 311 番地 3	平成 18 年 8 月 25 日

伊勢市上下水道事業告示第 59 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号)第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日
253	有限会社 東海建設工業	伊勢市御園町高向 331 番地 3	平成 18 年 8 月 25 日

伊勢市上下水道事業告示第 60 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
289	株式会社 サンケンホーム	伊勢市二俣 1 丁目 1 番 30 号	平成 18 年 8 月 28 日

伊勢市公告第 46 号

公 示 送 達

下記の者の参加差押解除通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 18 年 8 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称
名古屋市緑区尾崎山 1 丁目 703 株式会社 慶屋

- 2 文書名
参加差押解除通知書 1 通

伊勢市公告第 47 号

公 示 送 達

下記の者の充当通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 18 年 8 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称
伊勢市黒瀬町 206 番地 1 酒徳 元樹

- 2 文書名
充当通知書 1 通

伊勢市公告第 48 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のように農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を策定したので、同法第 6 条第 7 項の規定により公告します。

平成 18 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業部農林課に備え置いて縦覧にします。